

申告をする方は必ず個人番号（マイナンバー）等の確認書類を持参ください

注目!!

平成29年度課税分（平成28年分）から確定申告書または市民税・県民税申告書を提出する方は、申告書に個人番号を記載する必要があります。

また、成りすましを防止するため、申告される方の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

◎本人確認書類

■個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方

個人番号カードだけで本人確認（番号確認と身元確認）が可能です



■個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない方

番号確認書類

- 個人番号通知カード
 - 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）
- などのうちいずれか1つ

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
 - 身体障がい者手帳
- などのうちいずれか1つ



※本人に代わって家族の方が申告書を提出する場合は、その本人の確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告に必要なものをチェック

- 本人確認（個人番号・身元確認）書類 ※上記参照
- 印鑑
- 本人の口座が分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）※還付の際に必要です。
- 平成28年分の源泉徴収票（給与、年金収入の方）
- 平成28年中の収入、必要経費をまとめた帳簿（個人で事業、農業などをしていた方）
- 生命保険料・個人年金保険料の控除証明書
- 地震保険料の控除証明書
- 平成28年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、年金納付の領収書など
- 寄附金の領収書
- 医療費控除を受ける方は医療費の領収書
- 障がい者控除を受ける方は障がい者手帳

納付額が分からない場合は？

国民年金保険料の領収書を紛失し納付額が分からない場合は、日本年金機構白河年金事務所（郭内）で納付額の証明を受けることができます。

☎白河年金事務所 ☎24161（自動音声応答案内の指示に従ってください）

白河税務署からのお知らせ

■申告書作成会場

市産業プラザ人材育成センター2階（中田）

■開設期間・時間

2月16日(木)～3月15日(水)／午前9時～午後4時（平日のみ）

※期間中は、税務署には申告会場を設置していませんのでご注意ください。開設期間以外は税務署が申告会場になります。また、午後3時以降は申告会場が混雑する傾向にありますので、なるべく早い時間帯にお越しください。

■自書申告の推進

会場では、申告納税制度の趣旨から、ご自分で申告書等を作成していただく体制をとっていますので、ご協力をお願いします。また、申告書は、郵便・信書便またはe-Taxでも提出することができます。

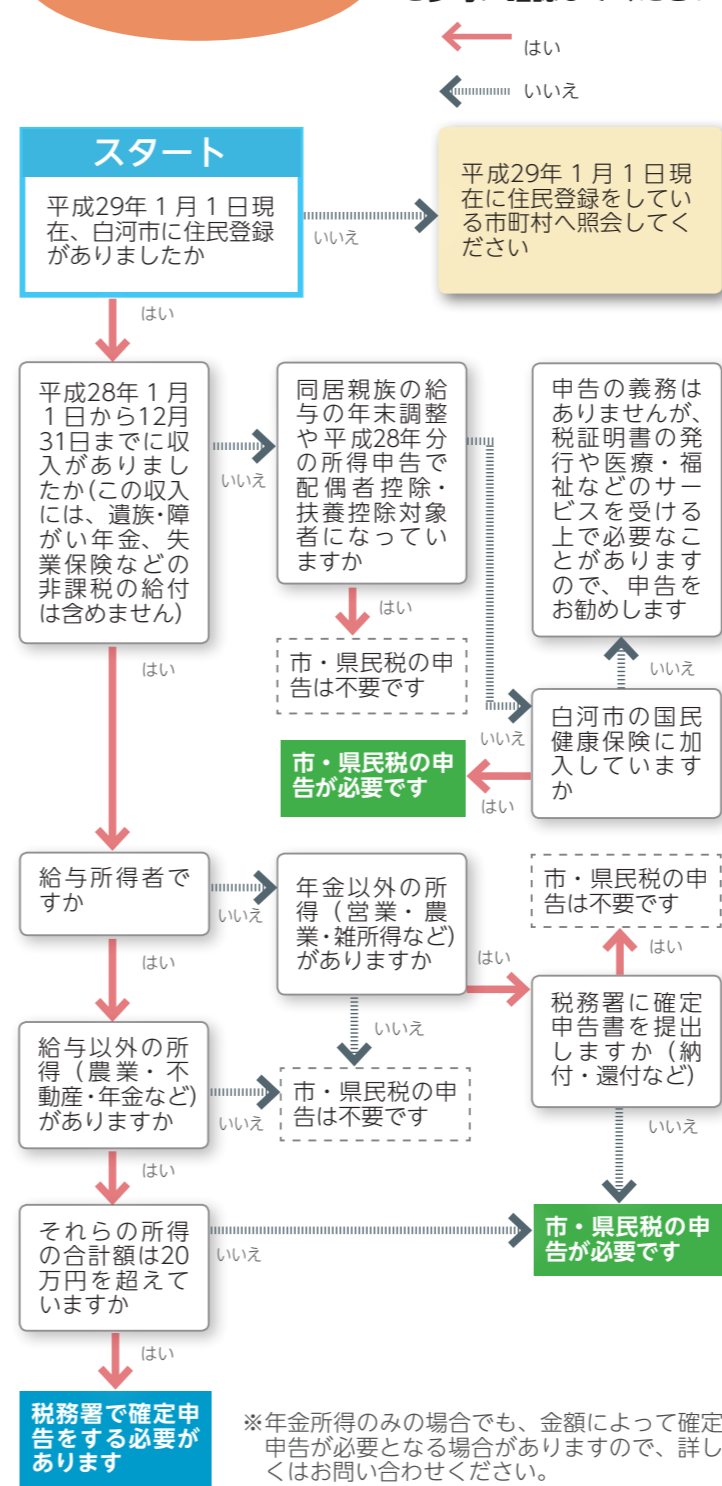
インターネット確定申告

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書等を作成することができます。詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



申告は必要？

下図の申告フローチャートを参考に確認してください



※年金所得のみの場合でも、金額によって確定申告が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

税の申告

期間

2月8日(水)～3月15日(水)
※平日のみ

時間

午前の部 9時～11時30分
午後の部 1時～4時30分

会場

白河地域＝本庁舎5階正庁
表郷地域＝表郷庁舎2階大会議室
大信地域＝大信農村環境改善センター
東地域＝東農業技術センター（東庁舎隣り）

☎本庁舎税務課 内2127・2128・2129／各庁舎
地域振興課 表郷☎22112 大信☎462113
東☎342112

申告が必要な方

市役所で申告が必要な方には、1月下旬に案内を送付しています。なお、指定された日時に来庁できない場合は、期間中の都合の良い日にお越しください。

■案内がなくても申告が必要な方

平成29年1月1日現在、本市に住民登録がある方で、次の方は申告が必要となる場合がありますのでご確認ください。

- 無収入で、本市に住民登録がある家族の扶養になっていない方
 - 前年中に仕事を辞めた方や新たな収入があった方
- ## ■市役所での申告が必要のない方
- 税務署で申告される方
 - 給与収入だけで年末調整が済んでいる方
 - 本市に住民登録がある家族の扶養になっている方
 - 税理士に申告の依頼をしている方

申告はとても大切です！

申告をしないと、所得・課税証明書などの各種証明書の発行、無収入などの場合の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置、所得に応じた介護保険料の決定などが適正にできなくなります。該当する方は、必ず申告をしてください。